

第425回（定例）福崎町議会会議録

平成21年9月18日（月）

午前9時30分 開会

1. 平成21年9月18日、第425回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町長	嶋田正義	副町長	橋本省三
教育長	岡本裕	技監	樋口和夫
会計管理者	牛尾敏博	総務課長	尾崎吉晴
企画財政課長	近藤博之	税務課長	山口省五
住民生活課長	松岡英二	健康福祉課長	高松伸一
まちづくり課長	志水利雄	産業課長	井上茂樹
下水道課長	後藤守芳	水道課長	豊國明紀
社会教育課長	山下健介	学校教育課長	志水清二

1. 議事日程

第1 総括質疑
第2 委員長報告、質疑
第3 討論・採決
第4 閉会中の所管事務調査申出
第5 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑
日程第2 委員長報告、質疑
日程第3 討論・採決
日程第4 閉会中の所管事務調査申出
日程第5 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は16名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
それでは、付託をしておりましたすべての案件につきましては、それぞれの委員会での審議が終わり、その審査結果の報告が議長あてに提出されております。
よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

日程第1 総括質疑

議 長 それでは、日程により本定例会に上程されました議案について、総括質疑を受けてまいります。

議案番号及び関係する資料名は、ページ数等をお示しの上、ご質疑をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、質疑がございましたらどうぞ。

8 番 議案第50号、平成20年度一般会計歳入歳出決算認定について、お尋ねをいたします。

数字の説明を求めたいのですが、まず決算報告書の118ページ、農業農村活性化補助金の明細が書いてあるんですが、この数字を見ておまして、1点気になったところが、事業費、それからその補助率、補助額と計算してありますが、担い手農家育成事業、上から4行目の、20年度、一番下ですね、15から19年度はまとめて書いておまして、228万3,000円の100%、228万3,000円、平成20年度は99万円の100%ですが、94万8,000円となっております。一応、100%ときちっと書いてあるわけですから、この数字、どういう意味で94万8,000円になっているのか、まず説明を求めます。

産業課長 担い手農家の育成事業の助成金でございますけれども、94万8,000円の内訳につきましては、備考欄に書いてあるとおり、86件の23名に助成しているところでございます。この内訳につきましては、手元に資料がないので、後ほど報告させていただきます。

8 番 私がよい方に考えての推測では、事業費としての86件の中に100%でなかったものも含まれるのではないかと。それで99万円に対して94万8,000円という補助額、となれば、こういう表は分けて、99万円の100%になる表と、パーセントの違う表をきちっとつくっていただかないと、大体の表では困りますのでね、決算報告書は。

それと、後ほど言いますが、きょうはもう採決の日でありますので、後ほどでは本当は困るわけでありまして、その辺は、わからなければ仕方ないですが、どうですか。

産業課長 事業といたしましては、100%出しているということでございます。以後、そういった中身の濃い明細も明示できるように表を作成したいと思います。

8 番 こういう表は、数字ですから、きちっと合うように作成していただきたいと思っております。

それから次に、商工費の138、139ページに企業会館の説明が載っております。139ページの施設の利用状況を見ておますと、一般で講義室の夜間という使用が非常に多くなっておりますが、これの使用状況、それからその後の、夜間ですので管理状況、鍵をどうされているのか。それから、夜間ですが、一般の人でも企業会館は利用料を取ってなかったと思っておりますが、その件について説明

をお願いします。

産業課長 企業会館の利用につきましては、無料ということでございます。鍵等につきましては、セコムとなっております、後の管理は、セコムの鍵というか、カードを事前に借りておいて次の日に返すという形となっております。

また、夜間の使用につきましては、町内の方、また企業団地の方のいろんなクラブ活動で使用しているものでございます。

8 番 クラブ活動ですね。

それで、その左側、138ページに収支の状況が載っております、収入は指定管理者委託ということで、町から180万円、工業団地協議会から180万円の半分ずつの持ち寄りとなっております。その下に、委託料がありまして、上の文章を読んでおいて、多分そうだと思うんですが、管理者が1人おられますね、常駐の、その人のいわゆる給料なんかは、この委託料から出ているのか。この委託料が、ほかにどういう内容のものが含まれるのか、説明をお願いします。

産業課長 この委託料につきましては、今、議員さんが言われましたように、運営事務局の方が1名おられます。その方の給料が12カ月分で218万4,000円ということとなっております。そのほかは、浄化槽の清掃・点検、またセコム等の費用となっております。

8 番 218万4,000円ですね。

それと、一番下に差し引き不用額が4万6,086円出まして、これを半分で割って2万3,043円ずつ戻すと、それで福崎町の分は平成20年度歳出予算に戻し入れと、この20年度はね。それはこの決算書のどこに出ていますか。

産業課長 これにつきましては、戻入されております。

会計管理者 決算書の165ページ、一番上段になります。180万円から2万3,043円を引いた177万6,957円の支出済額となっております。

8 番 私の決算書では、165ページの一番上ですね、決算書の委託料、指定管理料、金額が179万円、不用額、つまり戻すのが2万3,043円じゃなくて、1万3,043円、これ1万円減っているんですが、理由は。

企画財政課長 不用額が本来2万3,043円のところ、1万3,043円となっておりますのは、このうち、1万円につきましては、目内の需用費、施設修繕料に1万円流用、目内流用をしております。

8 番 前のページの162ページ、163ページの需用費が40万円の予算が41万円になっておまして、合計では合うわけで、その目内流用は、変更、補正とか、これにはかからない分で、となると、勝手に変えてもらっても、こっちはわからないわけで、こういうふうに聞いて初めて、これは目内流用したということになるんですが、じゃあ、ほかにこういう目内流用で変更したようなところはありませんか。決算書で。

企画財政課長 この目内流用につきましては、相当の件数がございます。本来、本議会で議決をいただく予算につきましては、項レベルのそれぞれの予算額になります。

その項内の流用につきましては、地方自治法等でも流用という行為が認められておるものでございます。

8 番 目内流用ということですが、今思いまして、例えば報告書138ページでは2万3,043円戻すとなっておりますと、この不用額のところに2万3,043円になるように、そうでないと説明が合わないわけですが、そういう決算の表の書き方というのはできないわけですか。

会計管理者 今後そういうことにつきましては、気をつけるようにいたします。

8 番 それから、決算書の161ページの上、商工費、商工業振興費の貸付金でもち

むぎ食品センター再建貸付金が出ております。これにつきましては、昨年の12月議会、20年度補正の第3号で出されて、この議会でもいろいろと議論が行われました。そして、可決されて、再建貸付金として支出されたものであります。これの貸付時、それからそれぞれの金融機関への返済日、その返済額、最終の精算された返済額、日によって利率が違ってきますので、違うと思うんですが、その数字を説明いただけますか。

町長 きちっと返済しておりますから、今資料はできないのなら、休憩をいただいて資料を提出させるようにさせますが。

8番 お金の問題ですので、きちっとした資料を求めたいと思います。

議長 しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前9時45分

再開 午前9時53分

◇

議長 資料を配付できましたので、会議を再開いたします。

産業課長 もちむぎ食品センターにおけます但陽ほか、JA、みなと銀行、姫信における一括返済の記録表ということでお配りをさせていただきました。年月、また入金、出金ということで書かせていただいております。率につきましても、備考欄の中で説明をさせていただいておりますのでご覧いただきたいと思います。

8番 質問は、それぞれの金融機関の日はこれに書いてありますが、額を質問したわけなんですけど、見てくれということなんで、こっちで見て、確認の質問をしますが、まず但陽につきましては、合計で12月19日、12月25日、元金返済、合計幾らになるんですか。それから、JAにつきましては、12月19日、現在貸越額相当額、これは12月25日の当座貸越解約、この利息と19日の現在の貸越額相当分の合計でいいわけですか。それから、みなとと姫信に関しては、一番下の1月29日の額でいいわけですか。

産業課長 但陽は9,889万576円、それから、みなと銀行は1,264万5,057円、姫路信用金庫は、438万8,054円となっております。JAは解約ということで、ゼロ円ということで和解をしております。

8番 JAは当座貸越の相殺ということで、返済の分については出てこないということですか。1年前の金額が、私もすぐに出てこないんですが、その辺の説明をお願いします。

産業課長 JAにつきましては、867万9,576円を但陽からJAの当座に移行して支払ったというようなことで、但陽につきましては、9,021万1,000円ということでございました。お詫び申し上げます。

8番 電卓で計算する間がないんですが、一応そういうことで1億1,592万3,687円の貸付金はきちっと返済されたと認識してよろしいわけですね。

産業課長 はい、そうでございます。

8番 それで、昨年の12月の補正の審議の段階で、この再建貸付けということで、貸付けがもちむぎ食品センターの新たな再建のスタートであるというふうにお互いに確認をしたと思うのでありますが、この再建が12月から1月にかけて行われてまして、返済が、それ以後、あのときに早急なる再建計画、新たなる再建計画、あるいは長期の経営戦略を早急に策定して示すべきであると。私が修正動議で出したのは、計画が示されてから但陽の分は出したらどうかと、一時、但陽の分は

待とうという修正案でした。議案どおり可決されましたが、そういう1億1,000万円もの公金が町から無担保、無利子、3年据え置き20年返済で出まして、それをきちっとこういうふうに、例えば、この20年決算では3月までの間でもこんな活動うか、再建に向けての取り組みをしたというのを議会あるいは住民さんにきちっと説明をされるべきだと思うんですが、まずそれについてどういう再建の動きがありましたか。

町 長 再建の動きというのは、これが再建のスタートというふうには私は思っておらないのであります。再建のスタートは、3億7,500万円ほどが発覚いたしましたときに、この会社を存続させるのか、それとも破産させるのかということが喧々諤々と討議をされ、検討委員会をつくって、再出発するという答申をいただいて、それに沿って進んでいる。この過程の中で今回のことも出てきたということでもありますから、再出発するかどうかということは、そのときの答申及びその時点で新たなスタートを切るという方向を打ち出しましたので、その過程の中で今回のものが出てきたと、こういう判断をしているわけでありまして。

8 番 これは決算の議案ですが、1点だけ確認しておきますが、町長の認識としては、当初の不正が発覚したとき、それを再建すると決まったときがスタートということですが、なかなか世界的経済不況の影響もあって、もちむぎそのものが売上げが増えていかないというようなことも含めて、合わせてこういうふうに一括返済をして、たとえ利息でも軽減して、再建の一翼を担えればという意味と、それからこんだけの公金を出すわけですから、当然きちっとした、幾ら無担保と言いましても、町として、我々議会としてもそれをきちっと見ていく責任があるわけですから、それでどういうふうにならざるもちむぎの活性化に向けて取り組まれるのかというのを確認しておきたいと思うんですが、いかがですか。

町 長 そのとき、貸付けを受けたときに四つの附帯決議をいただいております。附帯決議に4項目をかがけておりますから、私も十分そのことは認識しております。その附帯決議の方向に沿って努力をしようということで頑張っているわけでありまして。もちろん、いろいろな形で示されているわけでありまして、すべてのもちむぎの活動が町民への信頼を勝ち取るための努力と、このように思っています。

8 番 この前の産業建設常任委員会へのもちむぎ食品センターの7月末時点での営業成績の報告もありました。それを見ておきますと、なかなか大変だなと、大丈夫かなと思うところがあるわけですが、それにつきましては、12月にはきちっと、貸付けの効果も含めて報告がされると思いますので、もちむぎ食品センターの残りにつきましては、12月議会でいろいろとお聞きしたいと思います。

それから、決算書の197ページですが、社会教育費、社会教育総務費で給料として嘱託給、下に3名の483万6,000円計上されております。これにつきましては、先日の本会議の質疑で吉識議員がされまして、私もその後、調べたんですが、改めてこの件に関してお尋ねします。いわゆる公益法人への職員の派遣と、その派遣職員の給料支払いについて調べますと、質疑に対して、条例で定めれば派遣が可能という答弁だったと思うんですが、その条例は定めていると。その条例の中できちっと出すには規則で派遣先を定める。福崎町の規則には、社会福祉協議会ともちむぎ食品センターと商工会の三つしかない。財団法人柳田國男・松岡家顕彰会はない、記載されていない。それがいわゆる派遣職員の給与に関する条例や法律に違反してるとは思わないかということで正されたわけですが、やはり違反しているのではないかと思うんですが、これについて改めて、副町長に尋ねたいと思います。

副 町 長 吉識議員の質問に答弁させていただきましたときに、若干言葉足らずのところ
がございました。これはもうご指摘のとおり、公益法人に対する部分の派遣に関
する法律というのがございます。これに基づいて、私どもも条例、規則という形
で定めておりますが、この派遣等に関する法律には、身分に関する分野がござい
ます。該当職員は、非常勤の歴史民俗関係の専門員という形で、いわゆる地方公
務員といたしましては、特別職に該当いたします。ということになりますと、こ
の法律に抵触するという形で、派遣等に関する条例、規則等々で派遣するわけに
はまいりません。そういう関係もございまして、町長の方で任用し、教育委員会
の方に出向させ、なおかつ教育委員会から兼務命令というような形を整えさせて
いただきました。この兼務に関する部分について、仕事に従事する場合は、職専
免で対応するという形を整えております。

いずれにいたしましても、公益性でありますとか、そういった観点から、神戸
市を含めまして、補助金でありますとか、派遣の方法等々が違法であるというこ
とで、地裁、高裁等々で判例が出ておりますので、出向させ、なおかつ兼務とい
う形で対応させております。

8 番 町の仕事と兼務で、向こうで一部町の仕事もしているというような考えであり
ますと、その証ですね、例えばオンブズマンが、神戸のあれを参考にして住民
監査請求でもされた場合、これはこうですという説明をするために、こういう職
務分担があると、そしてちゃんとやっていると、この職員は町の管轄の職員で
すという職務分担、どういう仕事をするかという、当然きちっとあるわけですね。
職務分担表に載ってるわけですね。

副 町 長 当然、社会教育課における事務分掌表の中におきます分野では柳田國男顕彰会、
記念館等々の分野もそのまま記載をしております。

8 番 また確認をさせていただきたいと思いますが、1点だけ、要望しておきますの
は、1月でしたか、神戸市のことがニュースになりまして、そういうニュースが
あった場合、これは当然福崎町にも同じような事例で関係するところがあると、
それを見て、町の場合はこういうふうに対応しておくべきであると、今さら、9
月にもなってから質疑に出たり、何回も答弁したりないように、やはり、もっと
早く一遍で、今も副町長が前の質疑での吉識議員の質問に説明不足だったと言わ
れたんですが、きちっとこういうふうに対応しておいて、これはもう大丈夫であ
るというようなことになっておれば、当然こんな質疑もないわけですから、その
辺を。そういうニュースをもとに、きちっとチェックしておくのと、そういうのも
特に理事者側の方に求めておきたいと、改めて思うんですが、異議ありますか。

副 町 長 神戸市の事柄につきましては、一番最初、マスコミ等々で報道されたのは、昨
年の4月のことでもあります。それが地方裁の判決でありまして、本年に入りまし
て、高裁の判決が出てきて、確定という形になりました。吉識議員への質問に対
する部分で、若干言葉足らずと言いましたのは、それら等をきちっと明示しなかつ
たということもありまして、私がそのような表現をさせていただきました。

職員を兼務命令で仕事をさせるという事柄につきましては、法律的に合致して
おり、県とも協議をさせていただき、県や大きな市でありますとか、他の町であ
りまして、そういった形で兼務命令は可であるという解釈で参っております。

議 長 ほかにございませんか。

9 番 私は、本会議の2日目に質疑でお聞きをしましたが、十分に資料もございませ
んでしたので、十分な答弁が得られませんでした。そういうところから、もう一
度お尋ねをしたいと思います。重複するところが出てくるかもわかりませんが、
それぐらいはお許しをいただきたいと思います。

これは、決算特別委員会でもお尋ねをいたしまして、数字を言うていただきました。といいますのは、市町村の財政比較分析に関するものでございまして、財政力指数と経常収支比率、ラスパイレス指数人口1,000人当たり職員数、実質公債費比率、人口1人当たり地方債現在高、人口1人当たりの人件費、物件費等決算額というふうな数字です。財政力指数につきましては、私、見てみましたら、18年度が1.85、19年度0.85、20年度が0.837となっております。20年度のお答えをいただきましたので、そういうところからしますと、指数が下がっている。内容としては、県下レベルでもいいレベルでして、これは結構かと思うんですが、20年度の決算におきましては、指数が下がっているということで、新たな税源の確保ができていないのではないかと。19年度のこの分析のコメントに、新たな税源の確保をしていくということがかかかれておるんですが、できてないのかどうか、数字が下がっておるわけですね。これについて、今後どうするのか、まず1点目お尋ねしたいと思います。

企画財政課長 ご指摘の財政力指数につきましては、交付税算定の中で得られます基準財政需要額と基準財政収入額の比率になってまいります。20年度で財政力指数が下がっておるわけですが、この要因につきましては、平成20年度の普通交付税の算入の中で、基準財政需要額が増加したことによるものと、考えております。基準財政収入額につきましては、前年度と比較しまして約940万円の減、基準財政需要額が約8,300万円増加したことによって率が下がってきていると考えております。

9 番 それじゃあ、経常収支比率についてお尋ねをするんですが、これはそれぞれ、18、19、20年度、84.7、86.0、88.9ということですね。財政構造の弾力性を見る数字だと思ひまして、これは70から80%ぐらいが大体望ましいということが本に書いてあります。そういうところからしますと、少しずつではありますが、上がっているということですので、ちょっとどうなんかなと思うわけですが、昨年度もこの集中改革プランによる行財政改革を進めて義務的経費を抑制することにより、現在の水準を維持するよう努めるというコメントがあったわけですが、2.9ポイント悪化しているということですね。これについてどのようにお考えなのか、お答えをいただきたい。

企画財政課長 経常収支比率、ご指摘のように、かなり上昇をできております。本会議の中で、健全化判断比率についての報告をさせていただきましたときにも、若干触れさせていただいたわけですが、この経常収支比率がここ2年ほど大きく上がってきている要因といたしましては、実質公債費比率の算定、この中で下水道事業等に繰り出します公債費分、これがかなり厳格に算入されるようになりました。これがイコール経常経費、臨時、経常の区分で申しますと、経常経費になってまいります。この下水道事業に対する繰出分が経常経費になったことによる影響というのが非常に大きいと考えております。

9 番 それじゃあ、これからずっとこういう80%台で、もう90%に近いような数字で推移していくということですか。予想はどうなんですか。

企画財政課長 それに近い数字がしばらく続くのではないかと考えております。この傾向は何も福崎町が特別悪いというものではなく、県下で見ましても、ほとんどの団体が90%を超えてるような状況でもございます。

9 番 県下でもいい順位におるといえるのはようわかって、それが先ほどの財政力指数のときにも言いましたように、あんまりいい方向へ行てなくて、反対の方向へ行てますんでね、お尋ねをしとるということです。

次に、このラスパイレス指数、これについては、同じように3年間の数字を言

いますと、98.1、98.1、99.6ということになってございますね。これは、先の19年度のコメントには、19年1月に国と同様の給与構造改革を実施したことにより、中・長期的に低下する見込みであるというコメントがあるわけですね。ところが、上昇しておるといことです。この給与の適正化というものは、今後どうしていこうとされておるのかお答えをいただきたいと思います。

町長 基本的に私の姿勢を示しておいて、個々の問題については各担当者が答弁させていただきます。

私は、今回の冒頭のあいさつでも施政方針の中でも、住民のいのち・くらし・人権を守ると、ここのところが政治の中心だと思えます。財政再建が目的かといえますと、財政再建もいのち・くらし・人権を守るとい立場をしっかりとやっていこうという立場において、一つの目的となるわけですが、真の目的は住民のいのち・くらし・人権を守る、すなわち住民のサービスをしっかりと守るかどうかということでもあります。その兼ね合いの中でどうするかという観点で、物を見ていく必要があると思えます。物を見ていく場合、国、県の関係とも無関係であってはならないというふうに思えます。地方交付税を骨太の方針でどんどん削ってきた結果、こういうふうになっているというのもしっかりと見てほしいと思うわけでもあります。町だけで物事が解決できるというわけではもちろんありません。したがって、今回、政権が変わりましたから、政権の動きがどのようになるかということについては、十分目を光らせるように、私も頑張るが、職員全体で頑張ってもらいたいという訓示をいたしました。そういう観点の中で予算も決算も見ていただければありがたいと、このように思えます。

総務課長 総務課といたしましては定員適正化計画というものがございますので、そういった中で職員の定員管理をきちんとする中で、こういった人件費等々について抑制というわけではないんですけども、国の人事院勧告等もございしますので、そういったことも勘案しながら、適正管理に努めてまいりたいと思っております。

9番 町長が言われたことは、私も共鳴できる部分もあるわけですが、すべて全国的にどの市町村でも同じ条件で、国・県に対して、行政が行われているということだろうと思えますので、これが嶋田町長の特徴であると言われれば、それもそういうことになろうかと思えますが、このラスパイレス指数につきましては、県下で19年度、153分の110番というふうなことになってます。今、総務課長が答弁の中で、人員の適正化をどうこうという人員管理のご答弁だったと思うわけですが、これはこの3年の数字を見ますと、8.31人、8.32人、8.16人と、20年度は若干減っております。ちなみに、これは153分の119で、県下の市町村の19年度の平均は7.67人という数字が出ております。そういうことで、同じ条件でということですから、町長がおっしゃる、いのちとくらしと人権を守るというところから、このような進め方をしているということ、それはもうまさに嶋田町長の町政の一番ポイントだろうと思えますので、そう言われるのであれば、それはそれで結構かと思えますが、それと実質公債費比率、これは公債費負担の健全度を示す数字でございまして、18年度が17.0、19年度が16.7、20年度が16.8ということで、公共事業を抑制されておりますし、若干下がってきておる、それと例の財政健全化法の件もありますので、意識をされておるんだろうと思うんですが、これは153分の122です。19年度、今年度、20年度の決算が出そろいますと、幾らぐらいのところには位置するのかなという点で、注視をしたいと思っております。

それから、人口1人当たりの地方債の現在高、実質は幾らですかということで資料も出していただいて、見せていただきましたが、これは51万115円、5

0万円、49万5,426円ということで、もちろん、率も下がっておるわけですから、金額も4,600円ほど少なくなっております。これは19年度は153分の129ということになっておりました。そこで、お聞きをするんですが、こういう状況の中で、区長会の要望等にも出ておりましたが、例えば幼稚園の新設もございますし、都市計画道路等も従来から議員の皆さん何度もいつだという問いかけもしておるわけございまして、そういう計画をされております事業がいつごろ、どういうふうを実現していくのかということ町民の立場に立ちますと考えるわけです。そういう投資的な事業、概略、幼稚園と都市計画道路といいますが、路線もいろいろあるし、幼稚園はあと三つという計画ですので、例えば幼稚園の件だけでも、いつごろに、どういうふうになるのかという目安が立てばお答えをいただけたらと思います。

副 町 長 総合計画における実施計画を提示したいと6月定例議会でも答弁させていただきました。本年に入りまして定額給付金の関連で事務が若干おこなわれているように報告を受けております。次年度の予算とともに、各課の計画を聞きまして、取りまとめをし、その段階で提示も行いたいと思っております。

平成20年度の決算部分でありますので、それらにつきまして、一般質問でお聞きしていただければありがたいと、このように思います。

議 長 質疑中でございますが、しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

9 番 もう少しお尋ねをしたいと思っております。

バランスシートと行政コスト計算書を用いた分析指標についてございますが、収入対行政コスト比率という指標があります。これは、行政コストに対する収入の比率を見ることによって、当年度に行われた行政サービスのコストのうち、どれだけが当年度の負担で賄われたかがわかるわけでございます。

プラスの場合は、翌年度以降へ引き継ぐ資産が蓄積されたこと、あるいは負担が軽減されたこと、もしくはその両方をあらわしています。マイナスの場合は、反対になります。これの住民1人あたりを見ますと、市町村の人口規模等に影響されることなしに、他の自治体との比較もできますし、町の推移がわかるというものでございます。

これは、本会議の2日目の質疑でお聞きしようと思ってたんですが、企画財政課長が、もうちょっと後でということでしたので、きょうお聞きをするわけです。

この比率は行政コスト合計分の収入合計プラス正味資産、国庫・都道府県支出金償却額で出てくるはずでございます。20年度は幾らになりますか。

企画財政課長 申しわけございません。もう一度、計算式をお教えいただけませんか。

9 番 行政コスト合計分の収入合計プラス、その下にある正味資産、国庫支出金償却額です。

企画財政課長 99.2%です。

9 番 99.2ということですか。これも私、このバランスシートを公表するようにな

りましてから、ずっと見てましたら15年度から94.4、93.4、96.1、98.5、97.7、それで20年度が99.2となっています。特に、この集中改革プランが策定をされて、実施以後も全国的にそうなんです、体質の改善は非常にゆっくりとしておりまして、いま一步という状況ではないかと思えます。そういうところからしますと、歳入、収入をどうして増やすかというところが、たしか監査の意見書にも書いてあったように思います。それと、出されております行政コスト計算書の財務分析にも、収入の確保を検討していく必要があると、行政コストの削減を図ると同時に、ということが書いてありました。これも2日目に、収入の確保をしていくという意味からお尋ねをする予定でしたが、これも今お尋ねしています。収入の確保ということになりますと、例えば、普通財産がありましたけれども、宅地が2万8,077平米と、原野が25万6,126平米という報告がありました。これらのうち、売却可能資産と言えるものは幾らぐらいあるのか。こういうご時世ですから、なかなか地価も下がっておりますし、景気は非常に悪いですから、売却も至難のわざだろうと思うんですが、投げ売りをすれば別ですが、公の財産ですから、そんなに簡単にぱぱっと、1人の判断で売却をするということにもいかないでしょうし、それなりに組織をつくったり、手続等々で時間がかかろうかと思えます。そういうところから、売却可能資産と言えるものは幾らぐらいありますか、わかりましたらお答えをいただきたい。

企画財政課長 まず、ご指摘の売却可能資産につきましては、新しい公会計制度の中のバランスシートでも拾うようになっております。現在、そういった作成に向けての準備をしているところでございまして、正確な数字につきましては、その公表のときにお示しをしていきたいと思っております。

議 長 ほかにございせんか。

6 番 議案第59号の21年度の補正予算に関連してお尋ねしたいと思えますが、実は国の経済危機対策としての15兆3,000億円の補正予算で、福崎町をはじめ全国の市町村で、補正予算措置を講じて今まさに事業の真っ最中だと思うんです。ちょうど国政が自民党から民主党に政権交代いたしまして、これらの補正予算に対する事業で経済効果がないと見込まれる事業については事業を凍結するとか、あるいは既に執行済みの事業であっても、交付金を返還させると、こういう報道が最近ございます。一部の市では、当分事業の執行を見合わせるころもあるやに聞いていますし、また国に返還するとなれば、訴訟まですると、そのような市町村も一部でございます。

そこでお尋ねいたしますけれども、本町として、さきに臨時議会で第1回目の補正予算、経済危機対策等、今回も議案で補正が上がっております。既に、国からの交付決定があった事業、どういった事業に交付決定があったのか、あるいはその金額。また逆に、まだ交付決定されてない事業はどれぐらいあるのか。

本町として、国がそれらの事業の執行を仮に停止した場合、財源を組替えてでも執行されるのか、あるいは当分事業見合わせをされるのか。いずれにしても大きな影響があって、町全体の事業にも影響しかねないと思えますけれども、そういった点はどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思えます。

副 町 長 計数的な事柄につきましては、企画財政課長に後ほど答弁してもらいますが、県の見解といたしまして、経済危機対策臨時交付金については、4月10日以降、兵庫県下では、約8割が執行済みであるので、交付決定をいただいていなくとも、返還ということはないであろうというように聞いております。

一方、公共投資臨時交付金につきましては、内示が遅く、まだ先行きが不透明である。また、基金につきましては、積んで後年を含めて基金活用の事業分につ

いては、早くから凍結ということは言われています。

今回の補正につきましては、できるだけ早く執行し、住民サービス、行政サービスにつないでいきたいところではありますが、国からの通達をまず見きわめるまでは執行停止をせざるを得ないと思っております。

今後の取り組みといたしましては、交付金等が交付されることを前提に、今回の補正、また前回の臨時議会で補正を組んでいることから、真に必要な事業ばかりを計上していますので、財源を把握してから再度調整を図らなければならないと思っております。

時の政権がかわったと言えども、それまでですが、国と地方とのあり方、税の配分方法を考えれば、信頼関係が崩れる怖れもあると思います。本日の閣議決定の内容を見なければわかりませんが、本町のみならず、全国の県、市町村、それぞれが大きな影響を受けるのは免れない状況となっているのは事実であります。

企画財政課長 交付決定になったもの、また、未決定のものにつきまして答弁をさせていただきます。

正式に交付決定としてあったもの、また内定として正式に通知のあったものにつきましては、臨時議会でお願いをいたしました東大貫中島線の舗装の打ちかえ工事、また文部科学省関係の小・中学校のパソコンの更新、それから理科振興備品、これらにつきましては、内定をいただいております。また、交付決定もいただいております。

それから、経済危機対策の臨時交付金につきましては、先ほど副町長も申し上げましたが、これはもう執行可能ということで考えております。

この合計の金額につきましては、予算ベースで約2億2,300万円、まだ未決定のものにつきましては、事業費ベースで約5,100万円となっております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、以上で総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

9月7日の本会議2日目において、11件の案件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て議長あてに審査報告書が提出されております。

これから各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

それでは、審査をお願いした順によりしくお願いいたします。

まず、決算審査特別委員会からお願いいたします。事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

松岡決算審査 決算審査特別委員会より説明を申し上げます。

特別委員長 去る7日の本会議において設置されました決算審査特別委員会は、委員長に私、松岡秀人、副委員長に難波靖通議員が選出され、8日、9日、10日の3日間、付託されました議案第50号から議案第54号までの5議案について慎重に審査を行いました。その結果につきましては、事務局朗読のとおり、すべて認定すべきものと決定いたしました。

議案第50号、平成20年度一般会計歳入歳出決算認定については、歳入は7

0億4,286万7,556円で、歳出が68億9,245万4,594円となり、差引額1億5,041万2,962円となり、繰越明許費2,200万円で、単年度実質収支額は5年連続の赤字となり、本年度は7,115万1,848円の赤字となっている。

20年度の主な事業としては、いろいろありますが、子育て支援センターを併設した福崎幼稚園の建設で、今年度には子育て学習センターと連携することでより一層の子育て支援が図られています。

一方、地方債の残高も一般会計96億4,035万4,961円、特別会計104億1,159万5,655円となり、合計では200億5,195万616円となっています。

また、財政調整基金残高も年々減少してきているので、将来を踏まえた財政運営に留意されたい。

一般会計の収入未済額は2億6,126万4,902円となっている。納税の公平化を期する必要性から、滞納整理委員会のもと、さらに工夫を加えて、より一層の回収努力を期待する。特に固定資産税の滞納については、法的措置を含め努力されたい。

反面、現年度分の徴収率が町民税では県下ナンバーワン、町税としては第2位との報告がありました。後期高齢医療事業保険料も同様とのことで、特筆すべきことであり、引き続き努力を求めておきます。

本年度の町税不納欠損額は、2,321万3,982円で、前年度より408万6,212円増加しています。不用額は8,664万5,406円となっている。できれば、業務改善に努力をし、一層の住民サービスの向上に努められ、来年度の予算、決算に反映されるよう期待します。

各論では、長時間にわたり、質疑や意見が多く出され、答弁を求めるとともに適宜資料の提出を求めました。

委員からの質疑、意見等を申し上げますと、福祉関係に携わる従業員の就業定着率が悪い、職員処遇検討委員会での原因の追及と対策を講じ、職員の福祉向上に努められたい。また、社会福祉協議会の改善も必要ではないかとのことでした。

特定健診の制度が平成20年度から変わったことで、受診率が約半分に激減しています。検証はされていますが、PDCA、プラン・ドゥー・チェック・アクションをよりの確に行い、目標年度には目標値の65%を達成し、予防医学の大切さを知ってもらえるよう努力していただきたい。

各種団体への補助金のあり方を見直し、その成果、実績報告、収支計算書等をきっちりと把握されるよう努めてもらいたい。

防災行政無線の運用改善にも努めていただきたい。

低炭素社会、いわゆるカーボン・オフセット実現のため、CO₂削減に関して、各公共施設に太陽光発電システムの設置を継続して求めておきます。

ごみ処理では、前年度の2倍程度の金額が支出されている。ごみ量は減っているが、同時に減額にも努力され、住民にごみ減量化が定着するよう期待し、資源ごみのリサイクル化の努力をさらに進めてもらいたい。

巡回バス運行事業は、利用者数もほぼ安定し、事業開始後10年が経過しています。今後、交通弱者対策として、よりよい方法を検討されたい。

アケボノ企画との訴訟事件の早期解決に向けて、今後残土撤去等について、原告側との納得のいく話し合いを進めてもらいたい。

以上、議案第50号に対する質疑等を報告いたしました。公益法人等への職員の派遣はいかなものかとの反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数

で委員会としては、認定することにいたしました。

引き続き、議案第51号、平成20年度福崎町国民健康保険事業特別会計決算について。

歳入総額17億3,539万8,766円、歳出総額17億2,894万1,931円、実質収支額646万6,835円、地方自治法に規定する2万円を繰越し、基金繰入額を643万6,835円としたものです。決算後の基金残高は5,798万3,244円、歳入では前年度対比3.5%減、歳出では前年度対比1.2%減である。平均被保険者数は4,908人、平均世帯数は2,654世帯で、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人は1,695名、65歳以上75歳未満で一定の障害のある方が73名で、合計1,768名となっています。

財源問題を含め、高額医療費や高齢化の進展にいかに対処するかが大きな問題である。現年度の滞納額は2,373万2,395円となり、過年度を含む滞納額は1億4,577万4,591円となっているので、収納率アップを図り、健全財政を目指して努力してもらいたい。

討論はありませんでした。

次に、議案第52号、平成20年度福崎町老人保健事業特別会計決算については、歳入総額1億8,713万9,481円、歳出総額1億8,603万2,988円、実質収支額110万6,493円であります。

後期高齢者医療制度が創設され、平成22年度までの事業となります。

討論はありませんでした。

議案第53号、平成20年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計決算について、歳入総額1億9,470万4,316円、歳出総額1億9,196万1,256円、差引額274万3,600円です。

国庫補助金の高齢者医療制度円滑運営事業補助金について、年度内事業完了が困難なため、399万円が繰り越されました。

75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定の障害のある方の医療給付等で、特別徴収、普通徴収合わせて2,395名とのこと。保険料は均等割4万3,924円、所得割8.07%、上限は50万円とのことです。

広域連合での運営から、保険料は県内原則均一保険料であるが、地域的に医療給付に差があり、1人当たりの医療費が高い市町に有利になっていくような気がします。今後、広域連合の会合等で収支決算の報告などを検証し、さらによりよい運営で、高齢者の負担を軽減できるよう求めておきます。

討論はありませんでした。

議案第54号、平成20年度福崎町介護保険事業特別会計決算については、歳入総額10億7,767万6,101円、歳出総額10億6,722万2,112円、差引額1,045万3,989円で、地方自治法に規定する基金繰入金は1,043万3,989円である。認定者数は712名とのこと。決算後の介護保険財政調整基金では1億1,770万7,919円、介護従事者処遇改善基金では911万3,701円とのこと。適正な基金残高保有額が課題であり、平成21年度は第4期事業計画の1年目であり、包括支援事業を強化し、高齢者支援などに期待したい。

認定審査会における認定者の要介護が増えてきています。要支援の段階で要介護認定者にならないような対策を考えていただきたい。討論はありませんでした。

以上、議案ごとに審査を行い、現地視察をして、駅前トイレ新築工事、千束水路改修工事、月見橋橋面補修工事、北浦谷奥池改修工事、アケボノ企画訴訟現場

を確認いたしました。

採決の結果は、冒頭の報告のとおり、すべての案件を認定することに決しました。

以上で報告といたします。議員各位におかれましては、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま、決算審査特別委員長からの補足説明が終わりました。委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、総務文教常任委員会からの報告でございます。事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

東森総務文教 総務文教常任委員会から報告いたします。

常 任 委 員 長 付託案件、議案第59号、平成21年度福崎町一般会計補正予算(第2号)について、慎重審議をいたしました。審査の結果は、事務局朗読のとおりです。全員賛成で可決することとなりました。

審査の経過について補足説明いたします。

去る9月14日に、町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長出席のもと、委員会を開催いたしました。

国の経済危機対策に伴う事業として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の充当事業4,151万円、その他の経済危機対策事業で3,044万8,000円の合計7,195万8,000円が計上されています。

また、8月1日深夜からの集中豪雨による災害関連経費として被害を受けた道路や農業施設、農地等の復旧事業並びに床下浸水等の被害に遭われた世帯への扶助費など1,512万8,000円が計上されています。

委員からの質疑は、項目ごとに数字の確認が行われ、災害時における連絡方法などが問われました。

以上、付託議案1件について、委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。皆様のご賛同を得ますように、よろしくお願いいたします。

以上、総務文教常任委員会からの補足説明といたします。

議 長 ただいま、総務文教常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長報告に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、民生常任委員会からの報告でございます。事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

石 野 民 生 民生常任委員会から7日の本会議で付託を受けた議案の審査報告をいたします。

常 任 委 員 長 15日、第1委員会室において、町長、副町長、住民生活課長、健康福祉課長、水道課長出席のもと、委員会を開き、議案第57号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第58号、町営住宅の明け渡し等に関する訴えの提起等について、議案第60号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計

補正予算（第1号）についての3議案について審査を行いました。

まず、議案第57号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、出産育児一時金について、10月1日から23年3月末まで、4万円の増額を行い、あわせて希望すれば、被保険者の窓口での支払いにかわって、病院、診療所、助産所が支払機関国保連から医療機関へ出産費用が支払われるという制度に移行しようとするものです。

4万円の内訳は国費2万円、一般会計1万3,333円、国保税6,667円となるとの説明でした。

委員から、現行の出産育児一時金の財源更正について質疑があり、これは一般会計で3分の2、国保税で3分の1という答弁がありました。

また、委員から、補正予算は、今回これに関して必要ないのかとの問いには、出産の昨年度実績が20件で、今年度は当初予算で30件計上しており、予算の範囲内で執行できる見通しであるとの答弁がありました。

また、資料3ページの費用請求42万円までとあるのは、資料1ページに出ている3万円の加算を含むものです。健康保険法施行令第36条ただし書きの規定の出産事故に備える保険加入の医療機関での出産の場合で、県下140カ所の出産施設のうち、136カ所が加入をしているという説明がありました。

議案第58号、町営住宅の明け渡し等に関する訴えの提起等については、平成15年11月から住宅家賃が滞納となっている〇〇〇〇氏に町営住宅の明け渡しと滞納家賃等の支払いを法的に求めようとするもので、委員からは、同人の家族構成等を尋ねる質疑がありました。

本人は42歳、職業はとび職、家族は子どもが女性20歳、男性19歳、男性17歳と、3人同居しているとの答弁でした。

入居は、平成7年10月1日でした。8月末を期限とする催告書を郵送したが、本人から回答がなく、自宅を尋ねても本人に面会できない状態になっているとの答弁がありました。

これ以外に、類似の滞納はとの質疑に、60万円以上の滞納者が8名あり、強制退去で執行済みが1件、民事調停が成立し、民事再生法により10月から分納予定が1件、誓約による分納となっているのが5件と本件であるとの答弁がありました。

議案第60号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算に428万円を基金繰入れし、過年度返戻金として362万1,000円を国へ、36万9,000円を県に、29万円を支払基金に支払うというもので、特に委員から質疑はありませんでした。

以上の3議案について、採決の結果、全員賛成でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

これをもって委員会からの報告といたします。

議 長 ただいま、民生常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長報告に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、これで民生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、産業建設常任委員会からの報告でございます。事務局から朗読いたします。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

北山産業建設 産業建設常任委員会から報告をさせていただきます。

常任委員長 去る7日の本会議で当産業建設常任委員会に付託された議案2件について、審査の結果は、事務局が朗読のとおりでございます。

その審査結果について補足説明をいたします。

16日に委員会を開催し、慎重審議いたしました議案第55号、平成20年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出総額ともに、2億6,699万9,798円とのこと、使用料及び手数料では、4,369万8,710円、一般会計繰入金2億209万5,916円、基金繰入金合わせると2億2,213万2,786円、決算年度末基金現在高は1億1,425万4,916円とのことです。

平成20年度現在では、接続率が91.3%となり、ことし1月から施設使用料の改正が行われ、水道料金と一緒に2カ月ごとの請求とのこと、また田口地区の下水道台帳が整備されるとともに、鍛冶屋地区において、管路の清掃とカメラ点検を実施したとのことです。

委員から、接続率が91.3%の報告を受けたが、今後さらなる接続率アップを目指すことができないのかとの質疑に対して、現在では高齢者やひとり暮らし等の弱者世帯等が未接続であり、難しいところがある。生活環境の改善に関する下水道の役割を説明し、接続への協力をお願いするとのこと。また、「これまでは接続率の向上をどのように取り組まれたか」との質疑に対して、平成19年度に水洗化普及活動を行ったとのことであり、その分析結果の報告を受けた。平成20年度の新設枡は2件とのこと。

議案第56号、平成20年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額23億8,042万5,773円、歳出総額23億5,012万5,773円、差引額3,030万円、全額が繰越明許費繰越額とのこと。

歳入では使用料及び手数料7,359万6,610円、一般会計繰入金1億2,641万8,626円、町債は11億1,420万円、決算年度末基金現在高は2億9,661万3,668円とのことです。

本年度の整備地区となっている大門、加治谷、山崎及び桜地区の一部を対象に推進され、近畿医療福祉大学用地及び福崎工業団地河鹿電機株式会社用地への下水道受益負担金を賦課された。雨水排水施設整備として長目雨水幹線とヤゴ雨水幹線の一部が完了とのこと。

委員から、公共下水道は現在何メートル工事完了されているのかとの質疑に対して、平成20年度末では約2万メートルとのこと。1メートル当たりの単価計算はできているのかの質疑に対して、農業集落排水事業と公共下水道の1メートル当たりの単価等が資料配付されました。

公共下水道事業と農業集落排水事業が並行して工事がなされている箇所があるが、なぜそのようなことが生じるのかとの質疑に対して、利用者の要望であり、また福崎町公共下水道事業計画に沿ったもので本会議で説明しましたとおりですとの回答を受けました。

完了検査後、手直しが発生しているが、再検査されているのかの質疑に対して、完了後に発生した不具合の手直しについては、施工業者責任で手直しさせていただきますとの回答を受けました。

滞納については、今回から水道料金とともに請求されますが、一方で支払いし、一方で滞納が発生してくるのではないのかとの質疑に対して、現在はありませんが、今後そのようなことが生じるかもわかりませんとの回答を受け、今後、徴収率を高めてほしい旨、要望がありました。

以上、付託議案第55号につきましては、全員賛成で認定し、議案第56号においては、賛成多数にて認定することと決定いたしましたので、議員各位のご賛同をいただきますようお願いし、産業建設常任委員会からの補足説明といたします。

議 長 ただいま、産業建設常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長報告に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、これで産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、委員長報告並びに委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、討論・採決であります。

議案番号順に1件ずつ進めてまいります。

それでは、議案第50号、平成20年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第50号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を求めます。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第50号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第51号、平成20年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第51号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第51号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第52号、平成20年度福崎町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第52号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第52号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。
次に、議案第53号、平成20年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第53号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するものであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第53号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、議案第54号、平成20年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第54号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第54号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。
次に、議案第55号、平成20年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第55号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第55号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。
次に、議案第56号、平成20年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
- 9 番 私 は、議案第56号、平成20年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。
2日目の質疑は皆さんよくご存じだと存じます。公共下水道事業では、管路工事は国からの補助金が2分の1であり、農業集落排水事業と公共下水道事業の管路が同一個所に2本ある本件は、明らかに二重投資でありますから、許されるものではないと考えます。
再発の防止、責任の所在の明確化の対策が強く求められるものであると考えるわけであります。また、完成検査や工事監督にも賛成できかねる状況であると思

っております。

なお、議会は意思決定機関であり、議員と町はともに住民に対して直接に責任を負うものとされており、両者の関係は対立の原理を基本にしながら、相互に抑制と均衡によって、いずれかの独占先行を防止する体制がとられているということでございます。決算審査につきましては、議会の役割は行財政運営の監視であるというふうに考えております。

また、議会には監査請求権が与えられております。監査委員の意見書にもこの件は記述がございません。本来ならば監査委員に監査を求め、結果報告を受けるべき事案であると考えております。

このような見地から、私はこの決算認定に反対をいたします。

議員各位には、認定反対に対するご賛同をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第56号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第56号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第57号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第57号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第57号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第58号、町営住宅の明け渡し等に関する訴えの提起等について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第58号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第58号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第59号、平成21年度福崎町一般会計補正予算(第2号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第59号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第59号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次に、議案第60号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第60号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第60号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
以上で本定例会に付議されました案件で審査報告のありました案件の討論・採決を終結いたします。

日程第4 閉会中の所管事務調査等の申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査等の申出であります。
お手元に配付いたしておりますように、各常任委員長からそれぞれ所管事務調査の申出が議長あてに提出されております。事務局に一括して朗読させます。
(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、それぞれの申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査等の申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第5 一般質問

議 長 次の日程は、一般質問であります。
今回の一般質問の通告者は11名であります。
それでは、日程により、通告番号順に一般質問を受けてまいります。
1 番目の通告者は松岡秀人君であります。
1 まちづくりについて
2 予防接種のあり方
3 三木家の今後について
以上、松岡議員どうぞ。

松岡秀人議員 議席番号1番、松岡秀人でございます。議長の許可を得て、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、今回初めてテレビカメラの導入ということで、私が最初の質問者となっておりますので、非常に緊張しておりますけれども、質問が単調にならないよう、慎重にいきたいと思っております。

まず、まちづくり、河川改修について。2番目は予防接種、3番目は三木家住宅と、まず最初、河川改修についてお伺いしたいと思います。

近年、集中豪雨による甚大な被害が多発しております。特に、8月の兵庫県西北部豪雨災害の実態から、福崎町における現在の防災対策と照らし合わせ、今後の取り組みの見解をお伺いしたいと思います。

まず、今回の台風9号に伴う集中豪雨でお亡くなりになった方々には、ご冥福を、また被災された方々にはお見舞いを申し上げます。

また、本町から佐用町へ多くの一般ボランティアの方々、議員あるいはまた町職員も災害支援に参加されたとの報告がありました。本当にお疲れさまでした。

では、最初の質問に移りますが、このような大きな災害時における市町間の相互支援体制はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

総務課長 今回行った支援は給水作業、廃棄物処理などです。給水作業につきましては、兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づきまして行いました。廃棄物処理作業につきましては、西播磨地域災害時相互応援に関する協定に基づきまして行ったものでございます。

松岡秀人議員 その給水とか、産業廃棄物の処理に関してですが、これはもう初めから福崎町はこれをやってくれというふうになっているのか、それとも先ほどおっしゃいました相互支援体制で、こういう事態があった場合は福崎町はこれをやるというふうになっているのか、それともその時々に応じて、福崎町は給水とか産業廃棄物とかに、いろんな項目があると思うんですけども、割り振りはどのようにして決められておるのか。

総務課長 給水作業につきましては、水が出ないところがあるということで、水道課に応援が求められたものでございます。廃棄物処理につきましては、福崎町としてできることをやってほしいという要望がございまして、私どもはダンプ車2台、そして職員をつけて、応援に行ったものでございます。

松岡秀人議員 福崎町でも、このような集中豪雨、例えば24時間雨量が200から300ミリを超えるというような集中、局地的な豪雨になれば、どのような被害が起こると想定されておるのか、想定いうたら難しいですけども、非常に局地的に短時間に集中豪雨となれば、それ相当の被害が出ると思われるんですけども、そういう被害想定はされておるのかどうか、されていたら、どういうふうな想定ですか。

まちづくり課長 本町の防災マップでもお示しをしておりますとおり、市川については、おおむね100年に一度程度起こる大雨、日総雨量で210ミリを想定し、被害想定をしております。

浸水想定区域、土砂災害警戒区域についてもマップでお示しをしていますが、当然、床上・床下の被害も想定できますし、土砂災害による建物の損壊もあるものと想定できます。

佐用町と福崎町では地形等も異なり、被害の状況も同様でないと思いますが、福崎町も相当大きな被害を受けるものと思っております。

松岡秀人議員 福崎町では、去年の9月でしたか、ことしのまた8月と、いずれも過去の時間雨量を更新する集中豪雨がありました。被害状況は、さきの常任委員会で報告されたところですが、浸水被害のあった箇所を再度確認したいのですが、場所はどこでしたか。

住民生活課長 9月の民生常任委員会並びに9月2日の総務文教常任委員会で報告いたしております浸水被害のあった11カ所については、井ノ口が2件、辻川が1件、大門が2件、加治谷が1件、馬田が1件、福田が1件、西治が1件、高橋が2件の11件でございます。

松岡秀人議員 これらの箇所は、過去、例えば5年間に何回ぐらい浸水被害等に遭っているのかお聞かせ願いたい。

住民生活課長 過去5年間の浸水被害の記録は、昨年だけです。昨年の9月3日の集中豪雨で4件の浸水被害があり、ことしの11件と同じ箇所については、馬田の1カ所だけでございます。

松岡秀人議員 同じ箇所が1カ所ある。同じ箇所があるということは、それに準じて対策はされたのか、また対策をとられているならば、どういう対策をとられたのか、そのあたりを答弁願えますか。

住民生活課長 この1件につきましては、振古川に隣接しておりまして、また敷地を通る排水路が暗渠で、振古川につながっているものですが、豪雨で振古川の水位が上昇いたしますと、逆流しまして、また排水路に流れ込んでくる雨水のために敷地側にあふれ、浸水被害が発生したというものでございます。対策ということなんですけれど、応急対策という形で、玄関周りに土のうで、ある程度浸水を防ぐという対策をとっておりますが、このお宅につきましては、地形上の要因もございまして、具体的な対策等については、とられていないのが現状となっております。

松岡秀人議員 地形的には、なかなか難しいと思いますが、また同じように集中的に雨が降ったら、またそこが同じようなことになるので、前向きな対策を講じていただきたいと思っております。

その次ですけれども、市街地の開発等の影響で、新たに浸水被害が発生したと考えられる箇所はありませんか。あったらご答弁をお願いします。

下水道課長 浸水被害ということなので、下水道課の方からお話をさせていただきます。

近年の開発、最近にここを開発したからこういう状況が起こったということではなくて、長年の少しずつの小規模の開発によって浸水が発生しているというのがございますが、近年ではございません。

松岡秀人議員 ということは、近年に新たに浸水した箇所はないというふうに理解してよろしいんですね。

下水道課長 はい、そのとおりでございます。

松岡秀人議員 先達ての集中豪雨で、佐用町では避難途中で、浅い水深でも水に流され、尊い人命が失われております。このような冠水箇所、例えば播但道南ランプの東西付近は、先の豪雨でも、やはり一時的に道路が冠水していたように思われます。このほか、道路等で冠水した箇所があるのか。あるのならばお答え願えますか。

下水道課長 今回の集中豪雨での冠水箇所ということですが、議員ご指摘のありました播但道沿いの西光寺及び中島地区です。それと、主な道路では大貫山田線、中

国道下、それから旧中道線沿いで1カ所あったと、こちらの方では捉えておりません。

松岡秀人議員 その西光寺の仁王門下の井堰下流部、先ほど言いました播但道の東、西側でも水路があふれ、水田が冠水する状況にあります。住民から集中豪雨や台風で、いつも同様の事象が起こるため、根本的な対策を強く望まれておりますが、どういふふうを考えられているのか。そしてまた、これらの水路は、すべて川すそ川につながっておるんですけども、その辺の検討はどういふふうにされているのか、答弁を求めておきます。

下水道課長 この仁王門下からの水路、ちょうど川すそ川へ入っていく水路なんですけど、この水路は下水道の雨水計画上では、川すそ雨水幹線とされております。ちょうど仁王門下の樋門から川すそ川までを、川すそ川を含む範囲が川すそ雨水幹線と位置づけられております。ちょうど播但道をくぐって、現川すそ川の上流部に当たるところなんですけれども、その部分までには水路が3本ほど、そこへ集中的に寄ってくるところでございます。やはり、どうしても集中的に寄ってくる場所につきましても、水位が上がって、逆に流れにくくなる、その上流部が流れにくくなるというような状態です。方策につきましても、やはり川すそ雨水幹線を将来直していく、改修していくというのが方策かと考えます。

松岡秀人議員 ちょうど、去年のやはりこの9月議会でも川すそ川の雨水幹線について質問した経緯がありますが、現在、市川の左岸から今回の入札で工事が決定しておりますが、長目の雨水幹線と川すそ川の交差する部分までは、あと何年ぐらいの期間を要するのか、わかればお答え願えますか。

下水道課長 長目雨水幹線までの間につきましても、事業認可をとり工事を進めております。今回、議決をいただきました最下流部、192メートルが本年度完成しますと、ちょうど事業認可をとっております560メートルの範囲からいきますと、約70%が終わります。その後の事業計画ですが、長目雨水幹線までの間を次年度、22年度に工事をできればやりたいと考えております。

松岡秀人議員 川すそ川の雨水幹線の都市計画決定、延長1,210メートルでの進捗状況は、現在の事業認可の範囲では70%で、残りが次年度という予定になつるとお聞きしましたが、その長目雨水幹線の事業認可から播但道の西側の側道までを早く事業認可をとられて、整備しないことには、少しの集中豪雨で、南田原地区、特に中島、西光寺あたりが浸水をする。ということはやはり播但の南ランプ付近の川すそ川上流、一番上流の断面を広くしないと、水位が下がらないと理解しておりますが、こういうことをよく検討されて、次の整備に向けて事業認可の手続を強く求めますが、下水道課長、現在事業認可をとるといふお答えをもらえればありがたいかなと思うんですけども、そういうところはどうか検討されておるのか、わかる範囲でよろしいから、ご回答をお願いいたします。

下水道課長 播但道までの都市計画決定を打った範囲で、まだ事業認可をとっていない部分、早く手続きをとるご意見かと思っております。

下水道課では、現在下水道効率化計画という業務を委託しております。この業務の中で雨水計画の見直しを行うこととしております。雨水計画区域、特に市街地の内水対策として、雨水幹線はもちろん、その枝線となる幅60センチ程度の水路も含めて、断面や水路の高さを調査し、流下能力を障害となる箇所をシミュレーション等で抽出できるものと考えております。

議員ご指摘のありました一昨年、ことしの集中豪雨による浸水、冠水箇所の現状も踏まえて検証するとともに、この結果を踏まえた下水道事業での効果的な浸水対策雨水計画をまとめて、次の事業認可の手続を進めていくこととなります。

その川すそ川の上流部分については、十分状態を認識しております。こういう状態で次の事業認可の手続をとというのは、この結果を待って次に進めていきたいと考えておりますので、どうかご理解をいただきたいと思ひます。

松岡秀人議員 それらのことをよく検討されて、次の整備に向け、川すそ川の上流部の事業認可の手続を早急にとられることを強く求めておいて、川すそ川の改修については、これぐらいで置いておきます。

続きまして、予防接種のあり方についてでございますが、ことしは新型インフルエンザの流行で、予防接種の重要性を以前より非常に強く感じておりますが、新型インフルエンザについては10月以降、順次摂取ができるらしいですが、現在、町では予防接種法に定められた定期予防接種を実施されてはいますが、その中で、従来から65歳以上の高齢者対象の季節性インフルエンザの予防接種について少しお尋ねをいたします。

平成20年度、予防接種をされた人数と接種率、これを決算特別委員会である議員がお尋ねになって聞いたと思うんですが、確認のためにもう一度答弁を求めておきたいと思ひます。

健康福祉課長 20年度の接種者数は2,639人で、接種率は59.8%でございます。

松岡秀人議員 この接種率59.8%というのは、例えば、これは平成20年度ですから、そしてたら18年度、19年度は何%ずつぐらいでしたか。

健康福祉課長 18年度につきましては、53.9%、19年度は57.7%でございます。

松岡秀人議員 ということは、年々接種率は上がっていると。だったら、また21年度は60%台前半にでもなれるように、啓蒙活動をもっともっと進めていただきたいと思ひます。

そして、65歳以上の方が受けられる場合は個人負担1,000円が要すると思うんですけども、その1,000円を引いた残高の町負担は、幾らほどになっておりますか。

健康福祉課長 費用につきましては、ワクチン代と医師の摂取料を合わせまして、合計で1,068万7,000円でございます。個人負担金の219万4,000円を除きますと、経費は850万3,000円でございます。

松岡秀人議員 この850万3,000円の経費に対して、その効果はあると思われませんか。

健康福祉課長 効果でございますが、インフルエンザの重症化を防ぎます。そして医療費の抑制、また軽減につながりまして、効果は十分あると考えております。

松岡秀人議員 医療費の軽減につながるということであれば、もっともっと接種される人、先ほども言いましたけどもやっぱり啓蒙・啓発運動をどんどんとやってもらいたいと思ひます。

私もその効果は十二分にあると確信しております。

日本人の死因は、現在1位はがん、2位が心臓病、3位脳卒中、4位が肺炎と聞いてますが、特に高齢者が肺炎にかかると重症化しやすく、年齢とともに肺炎による死亡率が非常に高くなっていると思ひます。そこで、肺炎の予防となる肺炎球菌ワクチンというのがあるらしいんですけども、この予防接種について、町として助成をされてはいかがかなと思うんですけども、現在の予防接種における費用と、兵庫県内では、どういう市町村がどのような助成をされているのか、お聞かせ願えますか。

健康福祉課長 まず、費用につきましては、医療機関によって多少異なるかと思ひますけども、1回当たり8,000円と聞いております。

県内の市町の実施状況ですけども、近隣のたつの市と太子町で、75歳以上の方で、心臓また呼吸器の慢性疾患とか糖尿病等の基礎疾患のある方を対象に半額

の4,000円を助成しています。また、小野市でも今年度公費で実施するというふうには聞いております。

松岡秀人議員 小野市が公費で実施するというふうな答弁がありましたけども、この公費ということは、結局全額小野市持ちで、個人負担はゼロというふうに理解をしていますが、いかがですかね。

健康福祉課長 まだ、小野市には詳しく実施については確認しておりませんが、全額公費というように聞いております。

松岡秀人議員 これは調べてみますと、1回のワクチン接種で免疫効果は多分5年以上にわたって持続するというふうに聞いておりますが、福崎町でもできる限り補助をして、福祉のまち福崎と言われるぐらいやったら、肺炎の予防の推進をされてはと思うんですけども、どういうふうに考えられておられますか。

健康福祉課長 インフルエンザによって肺炎になることがもちろんございます。両方の接種を受けることによりまして、肺炎の予防効果がより一層あるかと思っております。ただ、課題としましては、個人で最近接種される方も増えておりまして、ワクチンが不足しているというような状態とは聞いております。町で助成をするとなりますと、費用、またワクチンの確保、また医師会との調整も必要となってまいります。情報を十分収集しまして、今後の課題として取り組んでいきたいと思っております。

松岡秀人議員 医師会の調整等も必要となるという答弁ですけども、やはり高齢者が普通の季節性インフルエンザから肺炎を起こしやすい、そしたら、肺炎球菌ワクチンを打てば、恐らく効果はあると思うから、福崎町も前向きに検討されて、全額とはいかなくても、たとえ1,000円でも2,000円でも、できれば半額ぐらいの補助を出してでも、されるように求めておきます。

それからもう一つ、この予防接種について提案があるんですけども、乳幼児がかかることとされている脳の病気で髄膜炎という病気がありますが、その予防接種にヒブワクチンというのがありますが、日本では、最近、平成19年になって任意接種が可能になったんですが、費用や接種回数というのはどうなっているのかお知らせ願えますか。

健康福祉課長 細菌性の髄膜炎の原因となる菌をヒブと呼んでおりますけども、髄膜炎は脳の炎症で発熱とか、意識障害の症状がありまして、大変重篤な疾患でございます。5歳までの乳幼児に特に発生しやすく、後遺症が残ったり、また死亡するということがございます。予防接種の費用につきましては、1回約7,000円と聞いております。接種回数につきましては、初回の接種年齢によって回数が異なり、1回から4回の接種をすることになります。

松岡秀人議員 この接種回数が異なりますと、1回から4回、初回のこの接種年齢とおっしゃいましたが、そしたら、例えば、接種回数が4回するという子どもさん、乳幼児は、何か月いうんですか、どれぐらいの期間に4回やるのか、そしてまた1回と言われましたけども、1回というのは何歳以上の方にされるのか、答弁をお願いします。

健康福祉課長 接種回数と年齢なんですけども、この接種は生後2カ月からできることになっておりまして、2カ月から始めますと、2カ月から7カ月未満の場合で始めますと4週間から8週間の間隔をあけて3回、それと1年をあけて1回ということで、最高4回接種することになります。

それと、1回といいますのは、初回を1歳を過ぎてから接種した場合には1回ということになっております。

5歳以上になりますと、ほとんどその免疫があるということで、接種は不要ということになっております。

松岡秀人議員 この生後2カ月から7カ月までの乳幼児の方には3回、そして1年たって4回目とお聞きしたんですけれども、接種回数が多いと、負担も大きくなるんですが、これも県内の市町村の助成状況はどうなっておりますか。

健康福祉課長 兵庫県内の市町ではまだ助成を実施している町はないと思います。

松岡秀人議員 兵庫県内で現在において助成しているところはないという答弁がありましたけれども、そしたら第1号で福崎町が少子化対策、例えば子育て支援にもなると思うんですけれども、この乳幼児の予防接種、ヒブワクチンの助成をされたらどうかなと思うんですけれども、その辺の検討はどうお考えですか。

健康福祉課長 最近になりまして町内の医療機関でも任意で接種をされております。接種回数も計画的に行う必要もございまして、需要に対してのワクチンも、これもちょっと不足をしているというようなことも聞いております。定期接種ではなく、任意接種になりまして、副作用によりまして健康被害等が起きた場合には、予防接種法の対象にはならないということもございまして。年齢によって接種回数も異なることや、ワクチンの供給の問題もありますので、今のところ公費で助成をするというようなことはちょっと難しい状態ですけれども、今後研究していきたいと思っております。

松岡秀人議員 先ほど言いました肺炎球菌ワクチン並びにこの乳幼児の予防接種ヒブワクチンをでき得ることならば、何がしかの町の助成を強く求めておいて、予防接種に関する質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、三木家の活用についてであります。広報7月号に大庄屋三木家の保存修理の記事を見せていただきました。そこには三木家の歴史や建造物としての価値、また現在の建物の状況などが掲載され、早急に修理が必要だという旨の内容であったと思います。しかしながら、今は景気も悪化し、県や町の財政状況も非常に厳しいと私は認識をしておるんですが、果たしてこのような時期に多額の費用がかかる大庄屋三木家の修復を急ぐ必要があるのかと思い、今回質問させていただきます。

まず、大庄屋三木家ですけれども、平成16年に公有化されております。県の重要文化財に指定された後、どのような経緯で、何の目的で町が購入されたのか、その辺からまずお尋ねしたいと思います。

社会教育課長 大庄屋三木家につきましては、昭和47年3月に県の重要文化財として指定をされております。この指定を受けると県の補助金がもらえるということで、所有者の三木美子さんは、修理もたびたびされております。また、昭和53年からは個人で一般公開も始められております。町では、柳田國男サミットなどを、三木家をお借りしながらいろんな事業を展開してまいりました。

平成6年度から三木家の建造物調査を始めまして、平成11年度には調査報告書を作成しています。

そのような中で、国の重要文化財にしてはどうかというような声が上がりがち、国の重要文化財になるには、町有化の方が有利ではないかというようなことと、また、三木さんも高齢化、修復費用等の個人的な負担も限界がありまして、そこで町といろいろ協議を重ねまして、町では、ここが福崎町の歴史と文化の核であるので、文化財として、土地を購入、建物、収蔵品は寄附していただくというような形で、平成16年度に公有化されております。

松岡秀人議員 公有化のいきさつはいろいろあって、国の重要文化財となるようなという話もありますけど、まずそれは私、個人的にはならないと思いますけれども、この大庄屋三木家について修繕を考えられているようですが、このような時期に、なんでたくさんのお金を使って修復事業をやる必要があるのか、その必要性からまず答

弁を求めます。

社会教育課長 現在の三木家は外から見ていただいてもわかりますように、状態が非常に悪くて、土塀も傾いておりますし、主屋の瓦のずれというのは、雨漏りで室内の傷みを加速しているような状況でございます。この状態で放置しておけば、ますます傷みが激しくなり、修復費用も高くなるというところで早急に修復にかかる必要があると考えております。

松岡秀人議員 そういう雨漏りで室内の傷みが激しくなるからやると、つまり県の指定文化財であるけれども、私は余りそういうものに対して興味と言ったら失礼ですけど、本音で言えば、余りわからない、どこにそんだけの値打ちがあるもんか、というようなことをわかりやすくご説明願えればなと思うんですけども。この辺がもうひとつわかりにくいんですけども、県の重要文化財に指定されてるということは事実であります、何を以てそういうのにされているか、その辺がもうひとつ理解しにくいんですが、わかりやすい答弁を求めたいと思うんですが。

社会教育課長 文化財を住民の皆さんにご理解いただけるというのは、これ非常に難しいところかと思います。しかしながら、文化財につきましては、お金でははかることができません。また、文化財というものは失えばもう二度と取り戻すことができません。この三木家は350年の歴史があり、住宅建物としては、町内では最古でございます。地域の人々の生活様式などを伝えてくれる文化遺産であります。これは、非常に町の貴重な遺産だというふうに考えます。

また、福崎町の名誉町民であります民俗学の創始者とされる柳田國男は、この三木家で大量の書物を乱読したことが、いろんな知識の基礎となったというふうに回想をされております。そう考えますと、この三木家というのは民俗学を誕生させた、そういったスペースといえましょうか、空間があるということで、これは後世へ伝えるべき貴重な財産だというふうに考えます。

松岡秀人議員 これの修復については、住民の賛成を取りつけるようなことができるかと考えておられるのか、住民投票とかいうのは私はわからないんですけども、ただ漠然と県の重要指定文化財やから直す、柳田國男が一生懸命そこで本読んで勉強したから直す、町内で一番古いから直すというだけじゃなくて、何かこう、はっきりとしたものがあれば、住民さんもこぞって賛成されるだろうと思うんですけども、ちまたの意見をいろいろ聞きますと、五分五分以下だと、私は確信して今質問させていただいておるんですけども、まあ四分六で拒否されるであろうと。これは私の予想ですけども、そういう予想を覆すならば、これだからこうして直すんだという確固たるものがあれば、住民さんの評価も、70%、80%の方がやらんかいなど、そらお金使うてでもええから、そらもっともっとやりなさいという、積極的、前向きな、建設的な意見があるかと思うんですが、現在では、全然そういう意見は全く私もアンテナ低いから、ありとあらゆるところから情報は集められないんですけども、私の知ってる範囲の中では、何でそんなもんやるんやと、結局そういう意見が圧倒的に多いと思うんですね。例えば、これ7月号ですか、広報に町長が書いておられたけども、10年かけて、10億円かかるけれども、5億円は県から予算もらって、各年度5,000万円、募金とかそういうのを集めてやっていくと。例えば10年間で10億円かかることだとしても、だったら、今改修中の姫路城、これ何億でやる予定ですか。福崎町がざっと、入札をしていかなくはわからないんですけど、町長のお考えの中で10億円ぐらいと。姫路城を直すのには一体予算、新聞にも出てましたけれど、大体何億ぐらいでやられる予定になっておりますかね、その辺わかったら答弁をお願いします。

社会教育課長 姫路市の保存修理工事につきましては、設計監理料も含めまして、28億円程

度、これが入札減で5億円ほど安くなっておりますので、23億円程度で実施をされていると聞いております。

松岡秀人議員 日本で初めての世界文化遺産に登録された姫路城が入札、いろんなことの経緯があろうとは思いますが、23億円でやると。だったら、この福崎町にある三木家が、例えば、まだ入札も何もしてない、これ予想の範囲内やけども、10億円近いお金をかけられると、これちょっと私理解に苦しむんですけども、住民さんもやっぱりそういうことを、新聞なんか見られて、町の広報等で、これ10年かかって10億円ほどかかるのかなと、そらしょうないなど。例えば、これ姫路23億円、25億円でできるやんかと、あんだけのもんが23億で、何でこっちが10億もかかるか、そういう説明がいる。やる場合には、トップダウンじゃなくて、住民から機運が盛り上がって行って、そこで初めて、そしたらやっついこうかというふうに、機運を高める運動、洗脳じゃなしに、住民がそしたらやらんかいなというような、これやという物を一つ出していただいたら、もっともっと説得がしやすい。ただ、屋根の瓦がずっているから直す、柱直しても1本丸ごと使わなくても、腐ってる部分だけつぎはぎしてする、そら高くつきますよ。それやったら思い切って、もうペシャにして、ミニチュアでもつくって、こういうものがありましたと。だけど、残りのスペースはこういうものに使うというふうな案もあっていいんじゃないかなと、私は個人的に、思うのですけれども、答弁は、町長がおられますから、課長の答えられる範囲でよろしいから、お答えを願いたい。

町長 まず、福崎町の風格という場合は、辻川文化を中心にして栄えてきたと。生野の時代から、銀山の鉱石を運ぶ時代からずっと続いてまいりました中で、辻川文化というのは、一つのこの地域のシンボルであるということですね。したがって、姫路城の藩の中心を担った庄屋としての風格があるということで、福崎町の今回のサルビアプランも風格というのを挙げておりますし、代々、4次、今やっているわけなんですけども、その時々計画の中には辻川の文化、三木家というのが入っているということでありまして、福崎町を語る場合のやはりシンボルという場合は三木家ということに私はなるのではないかと思います。

それから、姫路城との対比で出されておりますけれども、姫路城というのは、私の生きている間でもこれ2回目やっているんですね。ですから、何回も何回もやっているというふうになりますと、その費用というのはかなりのものになっていると理解できます。同時に、姫路の城と三木家というものの対比の仕方というのはなかなか難しゅうございまして、それでは姫路の三木家がどうだったのか、三木家と同じような文化財との比較ではどうなのかという対比も必要かなと思っております。姫路も三木家、これは担当課が知っておると思っておりますので、その費用が幾らほどかかってどうなのかということですね。

それから、やはり今、三木家ということを中心にして、辻川があって、そこへの観光客、あるいはもちむぎの館の関連性という中で、観光客の多くは三木家、あるいは辻川界隈という形で来てくださっているわけでありまして、もちろん、辻川には三木家だけではないに、歴史民俗資料館、それからあそこの辻川山、そして郵便局など、町並み全体をひっくるめてオールドタウン、あるいは文化ゾーンというふうに位置づけているわけでありまして、その文化ゾーンの中心的な役割というのは、やはり三木家ではないかと。山下課長が民俗学の出発点となったという意味で、全国的にもやはり三木家というのは、民俗学の出発点として位置づけられておりますので、福崎町へ足を運ぼうと言われる方々にとっては、三木家というのは大きな存在ではないかと、このように考えているわけです。

ですから、町費ももちろん注ぎ込むということでありませけれども、これから福崎町が末永く運営されていく意味においても、三木家というのは非常に大事な位置づけを持っています。もちろん、今半々であるとしても、これを私どもは一生懸命に啓蒙をいたしまして、半々が、六分が賛成というふうな形になっていくように努力をしていかなければならない課題と、このように考えています。

あれを今、すっかりと除いてしまって、県の歴史文化財としての建物、そのものをなくしてしまうというのには、やはり忍びないと、それに賛成してくださる方もあると思いますけれども、福崎町の風格を支える中心的な役割は三木家というふうに私は理解しているわけで、そういう思いを伝えてまいりたいと思っているわけです。

社会教育課長 姫路市の三木家でございますが、来年から公開されるということで、設計額なり、費用というのはちょっと調べておりますので、報告させていただきます。

姫路市の三木家は、当初基本設計では、約7億円程度ということで実施されましたが、結局、文化財の工事というのは、開いてからまた修理箇所が増えたり、いろいろと難しいところもございまして、最終的には、文化財としての補修は9億2,000万円というふうに聞いております。

松岡秀人議員 町長の答弁を聞いておりますと、なかなか上手に言いほりますんで、そうかなと一瞬、私も洗脳されてしまいよったんですけども、民俗学の出発点で、三木家は全国からも注目されているし、柳田國男生家にも近いし、もちむぎの館もあると、文化とロマンのただよう町・福崎、風格ある町・福崎ですか、三木家、三木家もいいんですけども、辻川界限もいいと思うんですけども、やはり福崎町といえ、福崎駅が顔じゃないかなと、私はそういうふうに理解しておるんですけど、まあこれからは、福崎町の三木家と、福崎駅前の再開発を願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で松岡秀人君の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程をすべて終了することとします。

24日は2番目の通告者、釜坂道弘君からお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて散会することにいたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後1時50分